# 「北九州市みらい学校デザイン」モデルエリア選定検討会　開催要綱

（目的）

第1条　「北九州市みらい学校デザイン」の始動にあたり、着手するモデルエリアの選定について、様々な分野の有識者から広く意見を聴取するため「北九州市みらい学校デザインモデルエリア選定検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

（構成員の役割）

第2条　検討会の構成員は、下記（1）（2）を議題とし、意見を述べる。

（1）10エリア程度の候補エリアの選定について

（2）1～2エリアのモデルエリアの選定について

（構成員）

第3条　検討会の構成員は学識経験者をはじめ、学校や地域づくり等の見識があるもののうちから、教育長が選任する。

2　構成員の任期は選任した日から令和9年3月31日までとする。また、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の運営）

第4条　検討会に座長を１人置く。

2　座長は、構成員の互選により選出する。

3　座長は、検討会の議事を整理し、会議の進行を行う。

4　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

（会議の公開等）

第5条　検討会は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

（1）不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項が含まれる場合

（2）円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

（3）その他非公開とすることに相当の理由がある場合

（意見の聴取）

第6条　検討会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（守秘義務）

第7条　構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）
第8条　検討会の庶務は、教育委員会総務企画部企画調整課において処理する。
2　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付　則

1　この要綱は、令和8年11月17日から施行する。